平成２８年（フ）第１３４号
千葉県東金市南上宿32番地４　ユーガーデンＣ－201
債務者　花澤　宮子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
千葉県山武市蓮沼ロの1719番地
債務者　堀江　俊裕
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
新潟県三条市松ノ木町10番37号
債務者　五十嵐廣志
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第８４号
岐阜県瑞浪市稲津町萩原１番地　介護老人保健施設ひざし、住民票上の住所岐阜県土岐市駄知町1797番地の２　旭ヶ丘団地　178号
債務者　坂田　和子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１７６２号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟716号
債務者　高橋　晴香（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
京都府舞鶴市鹿原西町200番地11
債務者　林　　広樹（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第６７５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目10番２－501号
債務者　入江　繭子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９３号
北九州市小倉南区上貫１丁目５番14号（202）
債務者　山中美也子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７５２号
大阪府門真市朝日町18番14号
債務者　髙田　　亮
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５３号
大阪府門真市朝日町18番14号
債務者　髙田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８１号
大阪府門真市寿町21番６号
債務者　赤沢　弓子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５号
栃木県下野市緑６丁目25番地２、前住所茨城県結城市城南町１丁目16番地３
債務者　渡邊　信子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１６４６号
大阪市平野区平野南２丁目４番８号、事業所所在地大阪市平野区長吉長原２丁目１番１号
破産者　加藤歯科こと　加藤　直樹
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年２月23日午後２時
平成28年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５９号
北九州市八幡西区大畑町20番32号
破産者　福永　　浩
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年１月17日午前10時50分
平成28年12月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２８７号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目８番地　宝マンション笠寺南605号
破産者　鉄板台所ななほしこと中山智之こと
宋　　信鎬
1　破産債権の届出期間　平成29年１月12日まで
2　一般調査期日　平成29年３月２日午前10時40分
平成28年12月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９号
新潟県小千谷市片貝町5344番地
破産者　山田　博正
1　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
2　一般調査期日　平成29年２月13日午前11時
平成28年12月５日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
新潟県小千谷市片貝町5344番地
破産者　山田　順也
1　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
2　一般調査期日　平成29年２月13日午前11時
平成28年12月５日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２２６６号
大阪府交野市妙見東４丁目11番11号
破産者　株式会社松栄興産
1　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
2　一般調査期日　平成29年２月16日午後２時30分
平成28年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部